

公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人川崎市国際交流協会補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 「補助事業等」とは、公益財団法人川崎市国際交流協会（以下「補助事業者」という。）が実施する、次の各号に掲げる事業及び事務をいう。

- (1) 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供
- (2) 市民レベルでの国際交流に関する事業
- (3) 国際交流事業の調査及び研究
- (4) 民間国際交流団体及びボランティアの育成
- (5) その他前各号の目的を達成するために必要な事業及び事務

(補助金の交付の目的)

第3条 公益財団法人川崎市国際交流協会補助金は、補助事業等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、補助事業者の事業運営の安定化を図り、川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進し、もって、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない

ない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる資料

(3) 概算払が必要なときは、理由並びに回数、時期及びその金額

(4) その他市長が必要と認める資料

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の資料の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することが出来る。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める条件を付すことができる。

(中小企業者への優先発注)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に資料により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業等の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業等の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、補助事業等の変更の承認をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、変更決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（補助事業等の中止）

第11条 補助事業者は、補助事業等中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業等の遂行）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

（補助事業等の遂行の指示）

第13条 市長は、補助事業等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

（補助事業等遅延等の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業等の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業等遅延等報告書（第6号様式）を市長あて提出しなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業等の遂行状況について、補助事業等遂行状況報告書（第7号様式）を10月31日までに、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる資料を添えて、30日以内に市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する資料
- (2) 発注実績報告書（第10号様式）
- (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）

(4) その他市長が必要と認める資料

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる資料の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第12号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助対象経費）

第17条 補助対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第18条 補助金の額は、補助対象経費のうち自主財源充当額を除いた額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

（補助金の額の確定等）

第19条 市長は、第16条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書

(第9号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助の対象となる経費以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 第6条若しくは第16条の規定に違反したとき。

(5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第20条の規定による取消しにより、補助金の返還を命じられた時は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受

領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられるものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第23条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）不動産及びその従物

（2）機械及び重要な器具で市長が定めるもの

（3）その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

（報告等）

第24条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(補助金の経理等)

第25条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠資料を整理し、かつ、これらの資料を補助事業等が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(別表 1) 補助対象経費

第17条の事業の実施に必要な以下の経費

報酬、給料、賃金、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、減価償却費、備品購入費、使用料及び賃借料、諸謝金、租税公課、支払負担金、支払助成金、委託料、会議費、交際費、雑費

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付申請書

上記補助金の交付について、公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の目的及び内容

- (1) 目的
- (2) 内容

2 実施予定期間

3 補助事業等の経費の配分及び使用方法

4 補助金交付申請額 円
申請額算出の根拠

5 概算払を必要とする理由

6 概算払の回数、時期及びその金額

全 回

年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円

7 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第2号様式

川 崎 市 指 令 第 号

所在地

名 称

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました公益財団法人川崎市国際交流協会
補助金については、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長名

1 交付決定金額 円

(交付の条件)

- 1 公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱第10条第1項ただし書の「軽微な変更」は、交付申請書「補助事業等の経費の配分及び使用方法」における大区分の経費配分額が20パーセント以内である場合とする。
- 2 公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱及び川崎市補助金等の交付に関する規則に従うこと。
- 3 その他 ()

※ 補助金の交付内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この補助金交付決定の通知を受けた日から20日以内に資料により申請の取下げをすることができます。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金に係る変更申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり補助事業等の内容（経費の配分）を変更したいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助事業等の変更後の経費の配分及び使用方法

第4号様式

川 崎 市 指 令 第 号

所在地

名 称

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました公益財団法人川崎市国際交流協会
補助金に係る変更については、次の条件を付けて承認します。

年 月 日

川崎市長名

1 承認内容

(変更の条件)

- 1 公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱第10条第1項ただし書の「軽微な変更」は、変更申請書「補助事業等の変更後の経費の配分及び使用方法」における大区分の経費配分額が20パーセント以内である場合とする。
- 2 その他 ()

第5号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金に係る中止申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり補助事業等を中止したいので申請します。

1 中止の内容

2 中止の理由

第 6 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金に係る補助事業等遅延等報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業等が次のとおり遅延したので報告します。

1 遅延の内容

2 遅延の理由

第 7 号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金に係る補助事業等遂行状況報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、 年 9 月 30 日現在における補助事業等の遂行状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業等の遂行状況

第8号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金に係る実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり資料を添えて報告します。

1 事業の実績

- ・ 補助事業等の実施期間
- ・ 補助事業の実施結果
- ・ 補助事業等に要した経費
- ・ 補助対象経費
- ・ 補助金額

2 経費の内訳

3 市内中小企業等への発注実績及び内容

第 9 号様式

川 第 号

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名 様

川崎市長名

年度公益財団法人川崎市国際交流協会補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました公益財団法人川崎市国際交流協会補助金について、その内容を審査し、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 交付決定通知年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 補助金確定額
- 5 過払いの補助金の返還命令額

発注実績報告書

（宛先）川崎市長

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日第 号で交付決定された公益財団法人川崎市国際交流協会補助金について、公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱第16条第1項第2号に基づき、次のとおり報告します。

1 発注実績（※100万円を超える契約のみ記載）

（単位：円）

	契約日	契約種別 （工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内 中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

2 添付資料

（1）上記契約結果の分かる資料の写し

（2）市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し
難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業 ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積者の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	（1）市内中小企業者で取扱いがない
	（2）2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	（3）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない。
	（4）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	（5）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	（6）上記以外の理由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（1）から（6）の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

公益財団法人川崎市国際交流協会補助金交付要綱第 条に定める中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部又は一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業 ※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

団体名
代表者
氏 名

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（宛先）

公益財団法人川崎市国際交流協会
代表者氏名

住 所
商号又は名称
（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額

円

職員総数

人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）